



第10期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成28年3月19日(土曜日)午後4時00分～

開催場所

東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー
11階 GMOYours

GMO TECH株式会社

証券コード：6026



GMO TECH株式会社
代表取締役社長CEO
鈴木 明人

株主の皆様へ

平素より当社をご支援いただき、誠にありがとうございます。

おかげさまでGMO TECHは平成27年12月期の業績において、創業以来9期連続で増収・増益を達成することができました。

平成28年12月期は、新たな挑戦の1年となります。株主総会後の「事業戦略説明会」では当社経営陣より今期の重点施策についてご説明させていただきます。

短い時間ではございますが是非ご参加下さい。

今後ともご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

証券コード：6026
平成28年3月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMO TECH株式会社
代表取締役社長CEO 鈴木 明 人

第10期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月18日（金曜日）午後7時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月19日（土曜日）午後4時（受付開始 午後3時）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー11階 GMO Yours

3. 会議の目的事項

- | | |
|-------|---|
| 報告事項 | 第10期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員の報酬額設定の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。紙資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参下さい。なお、株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://gmotech.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://gmotech.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

・計算書類の個別注記表

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、迅速・果断な意思決定を行うため、取締役会の付議事項を見直し、企業戦略等に注力、任意の指名、報酬委員会を活用した透明・公正なガバナンスの向上等を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第5条（条文省略）<br>（機関）<br>第6条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>（1）取締役会<br>（2）監査役<br>（3）監査役会<br>（4）会計監査人<br>第7条～第19条（条文省略）<br>第4章 取締役及び取締役会<br>（取締役の員数）<br>第20条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。<br><br>（新 設） | 第1章 総 則<br>第1条～第5条（現行通り）<br>（機関）<br>第6条 当社は、 <u>監査等委員会設置会社として</u> 、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>（1）取締役会<br>（2） <u>監査等委員会</u><br>（3） <u>会計監査人</u><br>第7条～第19条（現行通り）<br>第4章 取締役及び取締役会<br>（取締役の員数）<br>第20条 当社の取締役（ <u>監査等委員であるものを除く。</u> ）は、7名以内とする。<br><u>2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、3名以内とする。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)<br/>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)<br/>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第28条 当社は取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> | <p>(取締役の選任)<br/>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)<br/>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第24条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第28条 当社は取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第30条 (現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (監査役の責任免除)<br>第42条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 | (削 除)                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。                     | (削 除)                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第43条～第44条（条文省略）                                                                                                                           | 第37条～第38条（現行通り）                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (会計監査人の報酬等)                                                                                                                               | (会計監査人の報酬等)                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。                                                                                                      | 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。                                                                                                                                                                                                                          |
| 第46条～第50条（条文省略）                                                                                                                           | 第40条～第44条（現行通り）                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (新 設)                                                                                                                                     | 附則<br>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br>1. 当会社は、2015年12月期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>2. 2015年12月期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第51条第2項の定めるところによる。 |

## 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名     | 地 位            | 担 当      | 当事業年度における<br>取締役会への出席状況（出席率） |
|------------|---------|----------------|----------|------------------------------|
| 1          | 再任 熊谷正寿 | 取締役会長          | —        | 15回中14回に出席<br>(93%)          |
| 2          | 再任 鈴木明人 | 代表取締役社長<br>CEO | —        | 15回中すべてに出席<br>(100%)         |
| 3          | 新任 児林秀一 | —              | SEM事業部部长 | —                            |
| 4          | 再任 染谷康弘 | 取締役CFO         | 管理部部长    | 15回中すべてに出席<br>(100%)         |
| 5          | 新任 安田昌史 | 監査役            | —        | 15回中すべてに出席<br>(100%)         |

候補者  
番 号

1

く ま が い ま さ と し  
**熊 谷 正 寿**  
(昭和38年7月17日生)

**再 任**

所有する当社の株式数  
普通株式  
一株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|              |                                                                                       |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 3 年 5 月   | 株式会社ボイスメディア（現GMOインターネット株式会社）代表取締役                                                     |
| 平成 11 年 9 月  | 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）代表取締役                                                     |
| 平成 12 年 4 月  | 同社取締役                                                                                 |
| 平成 13 年 8 月  | 株式会社アイル（現GMOクラウド株式会社）代表取締役会長                                                          |
| 平成 14 年 4 月  | GMO総合研究所株式会社（現GMOリサーチ株式会社）取締役会長（現任）                                                   |
| 平成 15 年 3 月  | グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）代表取締役会長兼社長<br>株式会社アイル（現GMOクラウド株式会社）取締役会長（現任）       |
| 平成 16 年 3 月  | 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役会長（現任）<br>GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社（現GMOメディア株式会社）取締役会長（現任） |
| 平成 16 年 12 月 | 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長                                             |
| 平成 19 年 3 月  | 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）取締役会長                                                     |
| 平成 20 年 5 月  | GMOインターネット株式会社代表取締役会長兼社長グループ代表（現任）                                                    |
| 平成 21 年 4 月  | 株式会社イノベックス（現当社）取締役会長（現任）                                                              |
| 平成 23 年 12 月 | GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長兼社長                                                            |
| 平成 24 年 12 月 | 同社取締役会長（現任）                                                                           |
| 平成 27 年 3 月  | GMOアドパートナーズ株式会社取締役（現任）                                                                |

候補者  
番号

2

す ず き あ き と  
鈴木 明 人  
(昭和49年7月29日生)

再 任

所有する当社の株式数  
普通株式  
190,500株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 10 年 4 月 三菱自動車工業株式会社入社  
平成 15 年 6 月 日産自動車株式会社入社  
平成 18 年 4 月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社  
平成 18 年 12 月 株式会社イノベックス（現当社）設立、代表取締役社長（現任）  
平成 27 年 3 月 GMOインターネット株式会社取締役（現任）

候補者  
番号

3

こ ば や し し ゅ う い ち  
児 林 秀 一  
(昭和53年3月29日生)

新 任

所有する当社の株式数  
普通株式  
一株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 22 年 4 月 GMO SEOテクノロジー株式会社（現当社）入社  
平成 22 年 4 月 当社開発部部长  
平成 25 年 2 月 当社SEM事業部 事業部長  
平成 25 年 3 月 当社取締役就任  
平成 26 年 3 月 当社取締役退任

候補者  
番号

4

そ め や や す ひ ろ  
染 谷 康 弘  
(昭和46年5月14日生)

再 任

所有する当社の株式数  
普通株式  
一株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 14 年 4 月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社  
平成 19 年 11 月 株式会社ブロードバンドタワー入社  
平成 23 年 6 月 GMOインターネット株式会社入社  
平成 25 年 5 月 当社入社  
平成 25 年 5 月 当社管理部部長（現任）  
平成 26 年 3 月 当社取締役就任（現任）

候補者  
番 号

5

やすだ まさし  
安 田 昌 史

(昭和46年6月10日生)

新 任

所有する当社の株式数  
普通株式  
一株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成12年4月 公認会計士登録  
グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社

平成13年9月 同社経営戦略室長

平成14年1月 アイウェブテクノロジー株式会社（現GMOメディア株式会社）監査役（現任）

平成14年3月 GMOインターネット株式会社取締役経営戦略室長

平成15年3月 同社常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当  
株式会社アイル（現GMOクラウド株式会社）社外取締役（現任）

平成16年12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）社外監査役（現任）

平成17年3月 GMOインターネット株式会社専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当  
株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）社外監査役（現任）

平成18年9月 GMOリサーチ株式会社社外監査役（現任）

平成20年3月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）社外取締役（現任）

平成20年5月 GMOインターネット株式会社専務取締役グループ管理部門統括

平成21年4月 当社社外監査役（現任）

平成23年6月 GMOクリック証券株式会社社外取締役

平成24年1月 GMOクリックホールディングス株式会社社外取締役（現任）

平成25年3月 GMOインターネット株式会社専務取締役 グループ代表補佐  
グループ管理部門統括

平成27年3月 同社取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括（現任）

- (注) 1. 取締役候補者鈴木明人氏、児林秀一氏、染谷康弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者熊谷正寿氏・安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネット株式会社の代表取締役会長兼社長グループ代表・取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括を務めており、当社と同社との間には、営業上の取引関係があります。
3. 取締役候補者熊谷正寿氏の過去5年間ににおける当社の親会社であるGMOインターネット株式会社及び同社の子会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番 号

1

み た む ら      て つ ひ こ  
**三田村   徹   彦**

(昭和48年6月13日生)

**新                  任**

所有する当社の株式数  
普通株式

**19,100株**

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成13年 1 月    株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社

平成19年 5 月    株式会社カカコム入社

平成20年12月    株式会社イノベックス（現当社）取締役

平成25年 3 月    当社監査役（現任）

候補者  
番 号

2

も り や      こ う じ  
**森   谷   耕   司**

(昭和48年6月11日生)

**新                  任**

所有する当社の株式数  
普通株式

**一株**

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 9 年 3 月    税理士登録

平成12年 2 月    森谷会計事務所    創立

平成26年 3 月    当社社外監査役（現任）

候補者  
番号

3

う り ゆ う      け ん た ろ う  
**瓜 生 健太郎**  
(昭和40年1月2日生)

**新 任**

所有する当社の株式数  
普通株式  
一 株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|             |                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------|
| 平成 7 年 4 月  | 弁護士登録（東京弁護士会）                                     |
| 平成 7 年 4 月  | 常松築瀬関根法律事務所（現長島大野常松法律事務所）入所                       |
| 平成 8 年 1 月  | 松尾綜合法律事務所入所                                       |
| 平成 11 年 2 月 | ソロモン・スミス・バーニー証券会社（現シティグループ証券株式会社）入社バイスプレジデント就任    |
| 平成 12 年 4 月 | 国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構）長期専門家（日本弁護士連合会からベトナム司法省等派遣） |
| 平成 14 年 8 月 | 弁護士法人キャスト（現弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所）代表弁護士マネージングパートナー（現任）   |
| 平成 20 年 8 月 | SUIアドバイザーサービス株式会社（現U&Iアドバイザーサービス株式会社）代表取締役就任（現任）  |
| 平成 26 年 9 月 | 当社社外取締役就任（現任）                                     |

- (注) 1. 取締役候補者森谷耕司氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は税理士法人森谷会計事務所税理士を兼務しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士として豊富な経験を有しており、当社の経営監督機能をさらに強化するためであります。
2. 取締役候補者瓜生健太郎氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所の代表弁護士マネージングパートナーおよびU&Iアドバイザーサービス株式会社代表取締役であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営に生かしていただくためであります。
3. 当社は、取締役候補者瓜生健太郎氏の選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員とする予定であります。
4. 当社は、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款において定めており、その限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。取締役候補者森谷耕司氏、瓜生健太郎氏と当社との間で上記責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額80,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名となります。

#### 第5号議案 監査等委員の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額20,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

## 事業報告

(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

## 1 会社の現況に関する事項

## (1) 当事業年度における事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の経済・金融政策を背景に為替相場の円安基調から株価の上昇が進み、景況全般に関し緩やかな回復傾向が見られました。一方で、国内における消費の伸び悩み、中国を始めとする新興国の経済成長の減速等を勘案すると、景気の先行きは依然不透明な状況にあります。

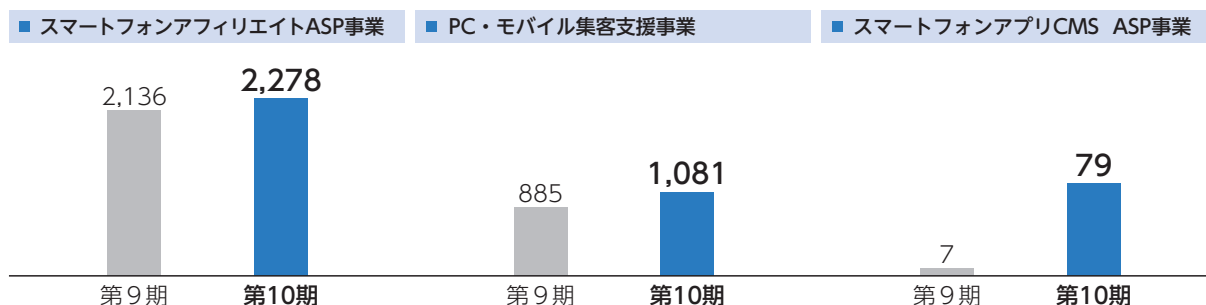
当社の事業領域であるインターネット分野におきましては、主にスマートフォンの普及によりインターネットの利用シーンは増加し、例えば実店舗における購買時の検索、クーポン利用など、インターネットと実店舗がシームレスに繋がる機会が増えるなど、インターネット広告の市場規模は堅調に拡大しております。加えて今後、インターネット広告の重要性は、益々高まるものと考えております。

このような環境のもと、当事業年度における当社は、主力事業であるスマートフォンアフィリエイトASP事業に経営資源を集中。スマートフォンユーザーへのネットワークを拡大しリーチを増やすことで、積極的に事業の拡大を図ってまいりました。

以上により、当事業年度における業績は、売上高3,439,028千円（前年同期比13.5%増）、営業利益356,209千円（前年同期比26.5%増）、経常利益355,025千円（前年同期比36.0%増）、当期純利益は220,048千円（前年同期比39.6%増）となりました。

## 部門別売上高

(単位：百万円)



## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は8,794千円で、その主なものはソフトウェアであります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

### ① 事業に関して

当社の属するインターネット広告市場は市場全体は順調に拡大しつつもトレンドの変化が非常に早く、それによりお客様のニーズが絶えず変化しております。現在はスマートフォン広告に対する需要が大きく、中でも成果報酬モデルのような成果あたりのコストが明確な課金方法へのニーズが拡大しております。

スマートフォンアフィリエイトASP事業においては、スマートフォン成果報酬型広告の「GMO SmaAD」をはじめ、成果を重視した広告形態に主眼を置いております。本事業においては競争環境が激化しており、自社営業力の強化・システム開発力の強化・媒体獲得力の強化のいずれもが競合他社に劣らぬよう注力しております。媒体の獲得については、国内の媒体のみではなく、海外の媒体の獲得にも努めております。

また「GMO SmaAD」がグローバルでのブランド力を持った成果報酬型スマートフォン広告ネットワークになることが必須と捉えており、中長期的視点で今後グローバルでの広告ネットワークへ資源を配分いたします。

一方PC・モバイル集客支援事業においては、創業当初よりSEO事業に注力し人材を配置したことが功を奏し、高いスキルと能力を有しています。しかしながら、検索エンジン側によるアップデートによりSEO事業

は将来的に安定した成長を見込めない可能性があります。これにより当社はより幅を広げたPC・モバイル集客支援サービスとして、リスティング広告およびSNS広告等の運用型広告代行サービスの展開に加え、当社の強みであるSEO事業を組み合わせたPC・モバイル集客支援コンサルティングサービスに軸足を置いた展開を進めております。

また当社は、拡大するスマートフォン市場に対応すべく、スマートフォンアプリCMS ASP事業として平成26年9月1日より「GMO AppCapsule」のサービスの提供を開始いたしました。「GMO AppCapsule」は、飲食店・宿泊施設・美容院といった店舗を持つお客様が自身で簡単にスマートフォンアプリを作成できるサービスです。このサービスにより、店舗事業者様はアプリによるオンラインからオフラインへのリアルな店舗送客が可能となります（O2Oサービス）。

直近では「ユーザー情報分析機能」や「クーポン発行機能」など、主として複数店舗を運営されている大規模チェーン店舗様向けの機能強化を行い、導入店舗数は1,000店舗を突破いたしました（2016年1月時点）。こうした差別化戦略と並行して今後は販路拡大にも積極的に取り組み、マーケットシェア拡大を通じて業界標準のサービスとなるよう注力してまいります。

## ② 経営体制および組織に関して

急成長するインターネットの広告分野において当社事業も順調に拡大しておりますが、その一方で少数の人材による事業判断および決裁判断の集中が行われている状況であります。事業部毎に担当事業部長が決裁する事業部制に移行し、中間マネジメント層の育成および人材の増加に努めておりますが、事業の拡大を支えられる体制の構築も課題と捉えております。また同時にスマートフォン事業領域に関してはグローバル化が必要不可欠なため、グローバルに対応できる人材の教育並びにその様な人材の採用の強化を進めております。

世界に通用するサービスの創造のために、鋭意組織の強化を推進しております。

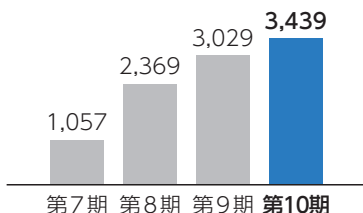
## (9) 財産および損益の状況の推移

| 区 分        |      | 第 7 期<br>平成24年12月期 | 第 8 期<br>平成25年12月期 | 第 9 期<br>平成26年12月期 | 第 10 期<br>平成27年12月期<br>(当 期) |
|------------|------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------------|
| 売上高        | (千円) | 1,057,426          | 2,369,915          | 3,029,727          | 3,439,028                    |
| 営業利益       | (千円) | 125,646            | 184,677            | 281,702            | 356,209                      |
| 経常利益       | (千円) | 125,661            | 184,986            | 261,124            | 355,025                      |
| 当期純利益      | (千円) | 73,107             | 114,620            | 157,687            | 220,048                      |
| 1株当たり当期純利益 | (円)  | 73.11              | 114.62             | 156.79             | 200.04                       |
| 総資産        | (千円) | 391,007            | 633,487            | 1,415,688          | 1,641,554                    |
| 純資産        | (千円) | 133,515            | 211,581            | 851,288            | 1,013,483                    |
| 1株当たり純資産   | (円)  | 133.52             | 211.58             | 773.90             | 921.35                       |

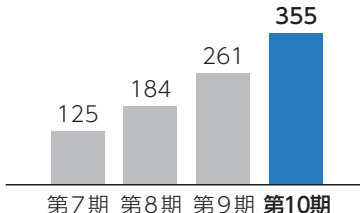
(注) 1. 当社は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を、平成26年9月16日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産および1株当たり当期純利益を算出しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

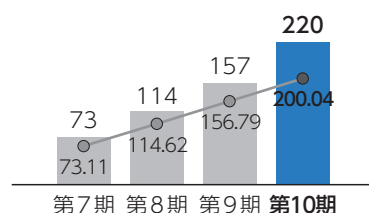
■ 売上高  
(単位：百万円)



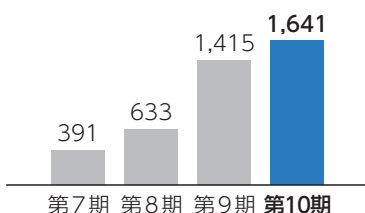
■ 経常利益  
(単位：百万円)



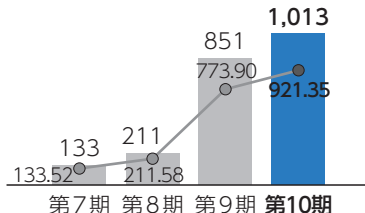
■ 当期純利益 ● 1株当たり当期純利益  
(単位：百万円) (単位：円)



■ 総資産額  
(単位：百万円)



■ 純資産額 ● 1株当たり純資産額  
(単位：百万円) (単位：円)



## (10) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は、GMOインターネット(株)であり、同社は当社の株式574,000株（議決権比率52.2%）を保有しております。

なお、当社はGMOインターネット(株)との間に営業上の取引関係があります。

### ② 親会社との間の取引に関する事項

イ 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等のグループ会社と営業取引を行う場合には、新規取引開始時及び既存取引の継続時も含め、少数株主の保護の観点から取引条件等の内容の適正性を、その他第三者との取引条件との比較などから慎重に検討して実施しております。

ロ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役及び監査役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。経営方針や事業戦略はグループシナジー創出の観点を踏まえつつ当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保しながら経営及び事業活動にあたっております。

ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社は、インターネット上のプラットフォームであるGoogle（Google Play・Google検索）、Apple（AppStore）、Yahoo！（Yahoo！検索）を介して企業とお客様をつなぐ集客事業を運営しております。

スマートフォンアフィリエイトASP事業として、プラットフォームにおけるランキング上位表示対策事業を行っております。

また、PC・モバイル集客支援事業として、SEO対策およびリスティング広告の運用代行を軸としたインターネット集客事業を行っております。

さらに、スマートフォンアプリCMS ASP事業として、iPhone、Androidアプリを簡単に作成できるCMSをASPで提供し、O2O（Online to Offline）事業を展開しています。

## (12) 主要な営業所等（平成27年12月31日現在）

本社：東京都渋谷区桜丘町26番1号

なお、当社は、本社以外の営業所等を有しておりません。

## (13) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

| 区 分     | 使用人数（名） | 前期末増減（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|---------|---------|----------|---------|-----------|
| 男性      | 73      | 9        | 32.9    | 1.7       |
| 女性      | 26      | 4        | 31.0    | 1.5       |
| 合計または平均 | 99      | 13       | 32.4    | 1.6       |

## (14) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 1,125,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,100,000株 |
| ③ 株主数      | 799名       |
| ④ 大株主      |            |

| 株主名                       | 持株数（株）  | 持株比率（％） |
|---------------------------|---------|---------|
| GMOインターネット株式会社            | 574,000 | 52.2    |
| 鈴木 明人                     | 190,500 | 17.3    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 38,800  | 3.5     |
| 三田村 徹彦                    | 19,100  | 1.7     |
| 株式会社SBI証券                 | 18,700  | 1.7     |
| 大谷 雄一郎                    | 14,500  | 1.3     |
| 中村 剛                      | 9,800   | 0.9     |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）           | 8,000   | 0.7     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 5,700   | 0.5     |
| 松井証券株式会社                  | 5,500   | 0.5     |

### 3 会社の新株予約権等に関する事項（平成27年12月31日現在）

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の現況

平成26年3月20日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ・新株予約権の行使価額 1個につき13,920円
- ・新株予約権の行使期間 平成28年3月25日から平成36年3月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、その権利行使時において、当社の株式が国内における金融商品取引所に上場されていることを要する。
  - ② 新株予約権は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。
  - ③ 新株予約権者は、新株予約権のうち、その一部につき行使することができる。ただし1個未満の新株予約権については、この限りではない。
  - ④ 新株予約権者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
  - ⑤ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

| 区 分          | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類および数 |        | 保有者数 |
|--------------|---------|----------------|--------|------|
| 取締役（社外取締役除く） | 1,003個  | 普通株式           | 5,015株 | 3名   |
| 社外取締役        | —       |                | —      | —    |
| 監査役          | 374個    | 普通株式           | 1,870株 | 1名   |

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

| 地位         | 氏名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                    |
|------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長      | 熊谷正寿   | GMOインターネット(株)<br>代表取締役会長兼社長 グループ代表<br>GMOペイメントゲートウェイ(株) 取締役会長<br>GMOクラウド(株) 取締役会長<br>GMOアドパートナーズ(株) 取締役会長<br>GMOペパボ(株) 取締役会長<br>GMOリサーチ(株) 取締役会長<br>GMOメディア(株) 取締役会長             |
| 代表取締役社長CEO | 鈴木明人   | GMOインターネット(株) 取締役                                                                                                                                                                |
| 常務取締役COO   | 松本 鉦大  | モバイルマーケティング事業部長                                                                                                                                                                  |
| 取締役CFO     | 染谷 康弘  | 管理部部長                                                                                                                                                                            |
| 取締役        | 瓜生 健太郎 | 弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 代表弁護士<br>マネージングパートナー<br>U&Iアドバイザリーサービス(株) 代表取締役                                                                                                                 |
| 常勤監査役      | 三田村 徹彦 |                                                                                                                                                                                  |
| 監査役        | 安田 昌史  | GMOインターネット(株) 取締役副社長<br>GMOペイメントゲートウェイ(株) 社外監査役<br>GMOクラウド(株) 社外取締役<br>GMOアドパートナーズ(株) 社外取締役<br>GMOペパボ(株) 社外監査役<br>GMOリサーチ(株) 社外監査役<br>GMOクリックホールディングス(株) 社外取締役<br>GMOメディア(株) 監査役 |
| 監査役        | 森谷 耕司  | 税理士法人 森谷会計事務所 税理士                                                                                                                                                                |

- (注) 1. 瓜生健太郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 安田昌史氏および森谷耕司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 安田昌史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 森谷耕司氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、瓜生健太郎氏及び森谷耕司氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役並びに各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分              | 支給人員          | 報酬等の額                  |
|------------------|---------------|------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 4 名<br>( 1 名) | 65,535千円<br>( 3,600千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 2 名<br>( 1 名) | 9,000千円<br>( 3,000千円)  |

- (注) 1. 取締役報酬限度額は、平成27年3月18日開催の第9期定時株主総会において、年額80,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役報酬限度額は、平成27年3月18日開催の第9期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記支給額のほか、社外役員2名が当社親会社または親会社の子会社から受けた役員報酬の総額は294,003千円であります。
4. 期末現在の役員数と上記報酬支給人員数に相違がありますが、これは、無報酬の取締役1名、監査役1名がそれぞれ存在しているところによるものであります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

- ・取締役瓜生健太郎氏は、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所代表弁護士マネージングパートナーおよびU&Iアドバイザリーサービス(株)代表取締役を兼務しております。

なお、当社と、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所およびU&Iアドバイザリーサービス(株)との間に特別の関係はありません。

- ・監査役安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネット(株)取締役副社長および親会社の子会社であるGMOペイメントゲートウェイ(株)社外監査役、GMOクラウド(株)社外取締役、GMOアドパートナーズ(株)社外取締役、GMOペパボ(株)社外監査役、GMOリサーチ(株)社外監査役、GMOメディア(株)監査役を兼務しております。

なお、当社と各社との間には営業上の取引関係があります。

- ・監査役森谷耕司氏は、税理士法人森谷会計事務所税理士を兼務しております。

なお、当社と、税理士法人森谷会計事務所との間に特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主な活動状況                                                                               |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 瓜 生 健太郎 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち、15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。                         |
| 監査役 | 安 田 昌 史 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち、15回に出席し、また、監査役会13回のうち、13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 森 谷 耕 司 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち、15回に出席し、また、監査役会13回のうち、13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。   |

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  | 支払額      |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額              | 15,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制

### 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### ①取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
- (2) コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため使用人に対するコンプライアンス教育を定期的を実施する。
- (3) 内部監査室により、コンプライアンス体制の有効性について監査を行うとともに、コンプライアンス体制の状況は代表取締役社長に報告する。
- (4) 各取締役は、取締役または使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会および監査役会に報告する。各監査役は、取締役の職務の執行について監査を行う。

#### ②取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款および「文書管理規程」等の社内規程、方針に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管および管理する体制を整える。また、取締役および監査役はこれらの文書を閲覧することができるものとする。
- (2) 情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規程に基づき、その継続的な改善を図るものとする。

#### ③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営全般に関わるリスク管理を行うために、リスク管理規程・コンプライアンス規程を定め、内部監査室により、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全社員（取締役、監査役、使用人、契約社員等も含む。）に対する研修等を定期的を実施する。
- (2) 取締役、監査役および主要な使用人で構成する経営会議により、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めるものとする。

#### ④取締役および使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 原則毎週1回の経営会議、毎月1回の定時取締役会、または臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、情報の共有および意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行うものとする。
- (2) 職務執行に関する権限及び責任については、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の社内規程で定め、随時見直しを行うものとする。

#### ⑤当社およびその親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社およびその親会社並びに子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告することにより、業務全般に関する適正性を確保する。

**⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で管理部スタッフがその任にあたるものとする。

**⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (1) 前号の使用人が監査役より指示された業務の実施に関しては、取締役からの指示、命令を受けないものとする。
- (2) 前号の使用人の任命、異動については、事前に監査役に報告し、その了承を得ることとする。

**⑧取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (1) 取締役および使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、その事実を監査役に報告しなければならないこととする。
- (2) 代表取締役社長その他取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。

**⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等の会議にも出席し、重要事項の報告を受けることができる。
- (2) 監査役は、各種議事録、決裁書類（紙または電磁的媒体）等により取締役等の意思決定および業務執行の記録を自由に閲覧することができる。
- (3) 監査役は、内部監査室と連携及び協力するとともに、代表取締役社長との意見交換の場を定期的に設ける。

**⑩財務報告の信頼性を確保するための体制**

- (1) 当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、当社の財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保するものとする。

**⑪反社会的勢力排除に向けた体制**

- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを反社会的勢力対策規程に定め、すべての取締役および監査役並びに使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

**⑫業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社の取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役1名）で構成されており、その取締役会には取締役および監査役が出席して、業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から議論に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、

各監査役においても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視の強化および向上を図っております。

## 2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図る一方、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

当社は、持続的な成長のための積極的な事業投資と株主の皆さまへの利益配分を継続してまいります。成長企業として必要な内部留保を行いつつ、業績連動型の株主還元を実施することを基本方針としております。今後は株主の皆様への還元姿勢をより一層明確にするため、配当性向目標の基準を従来の33%超から50%を目安に引上げさせていただきます。

上記の方針に基づき当期の配当は1株当たり70.02円の期末配当を実施いたします。次期におきましては、積極的な投資を行うことにより1株当たり13.70円の配当を予定しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 第10期<br>平成27年12月31日現在 | (ご参考) 第9期<br>平成26年12月31日現在 |
|----------|-----------------------|----------------------------|
| ● 資産の部   |                       |                            |
| 流動資産     | 1,571,762             | 1,376,066                  |
| 現金及び預金   | 509,987               | 830,474                    |
| 売掛金      | 540,658               | 512,165                    |
| 関係会社預け金  | 500,000               | —                          |
| 前払費用     | 14,065                | 28,050                     |
| 繰延税金資産   | 9,132                 | 13,044                     |
| その他      | 4,982                 | 786                        |
| 貸倒引当金    | △7,064                | △8,455                     |
| 固定資産     | 69,791                | 39,622                     |
| 有形固定資産   | 3,963                 | 4,246                      |
| 建物       | 1,885                 | 2,273                      |
| 工具器具及び備品 | 2,078                 | 1,973                      |
| 無形固定資産   | 10,321                | 9,577                      |
| 電話加入権    | 13                    | 13                         |
| ソフトウェア   | 10,157                | 8,813                      |
| その他      | 150                   | 750                        |
| 投資その他の資産 | 55,506                | 25,798                     |
| 投資有価証券   | 29,957                | —                          |
| 敷金       | 19,537                | 19,537                     |
| 繰延税金資産   | 2,476                 | 3,230                      |
| その他      | 3,535                 | 3,030                      |
| 資産合計     | 1,641,554             | 1,415,688                  |

(注) (ご参考) 第9期 (平成26年12月31日現在) は、監査対象外です。

(単位：千円)

| 科 目              | 第10期<br>平成27年12月31日現在 | (ご参考) 第9期<br>平成26年12月31日現在 |
|------------------|-----------------------|----------------------------|
| <b>● 負債の部</b>    |                       |                            |
| <b>流動負債</b>      | <b>627,298</b>        | <b>563,641</b>             |
| 買掛金              | 323,797               | 302,035                    |
| 未払金              | 112,266               | 116,053                    |
| 未払法人税等           | 85,380                | 76,790                     |
| 未払消費税等           | 61,106                | 49,805                     |
| 前受金              | 28,322                | 6,437                      |
| 預り金              | 15,030                | 7,929                      |
| その他              | 1,394                 | 4,589                      |
| <b>固定負債</b>      | <b>771</b>            | <b>758</b>                 |
| 資産除去債務           | 771                   | 758                        |
| <b>負債合計</b>      | <b>628,070</b>        | <b>564,399</b>             |
| <b>● 純資産の部</b>   |                       |                            |
| <b>株主資本</b>      | <b>1,014,137</b>      | <b>851,288</b>             |
| 資本金              | 276,800               | 276,800                    |
| 資本剰余金            | 266,800               | 266,800                    |
| 資本準備金            | 266,800               | 266,800                    |
| 利益剰余金            | 470,537               | 307,688                    |
| 利益準備金            | 8,220                 | 2,500                      |
| その他利益剰余金         | 462,317               | 305,188                    |
| 繰越利益剰余金          | 462,317               | 305,188                    |
| <b>評価・換算差額等</b>  | <b>△653</b>           | <b>—</b>                   |
| その他有価証券評価差額金     | △653                  | —                          |
| <b>純資産合計</b>     | <b>1,013,483</b>      | <b>851,288</b>             |
| <b>負債及び純資産合計</b> | <b>1,641,554</b>      | <b>1,415,688</b>           |

(注) (ご参考) 第9期 (平成26年12月31日現在) は、監査対象外です。

**損益計算書** (自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 第10期<br>自 平成 27 年 1 月 1 日<br>至 平成 27 年12月31日 |           | (ご参考) 第 9 期<br>自 平成 26 年 1 月 1 日<br>至 平成 26 年12月31日 |           |
|--------------|----------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------|-----------|
|              |                                              |           |                                                     |           |
| 売上高          |                                              | 3,439,028 |                                                     | 3,029,727 |
| 売上原価         |                                              | 2,449,620 |                                                     | 2,229,146 |
| 売上総利益        |                                              | 989,408   |                                                     | 800,581   |
| 販売費及び一般管理費   |                                              | 633,198   |                                                     | 518,878   |
| 営業利益         |                                              | 356,209   |                                                     | 281,702   |
| 営業外収益        |                                              |           |                                                     |           |
| 受取利息         | 216                                          |           | 29                                                  |           |
| その他          | 89                                           | 306       | —                                                   | 29        |
| 営業外費用        |                                              |           |                                                     |           |
| 為替差損         | 1,491                                        |           | 1,272                                               |           |
| 株式交付費        | —                                            |           | 4,563                                               |           |
| 株式公開費用       | —                                            | 1,491     | 14,771                                              | 20,607    |
| 経常利益         |                                              | 355,025   |                                                     | 261,124   |
| 税引前当期純利益     |                                              | 355,025   |                                                     | 261,124   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 129,989                                      |           | 107,406                                             |           |
| 法人税等調整額      | 4,988                                        | 134,977   | △3,968                                              | 103,437   |
| 当期純利益        |                                              | 220,048   |                                                     | 157,687   |

(注) (ご参考) 第9期 (自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日) は、監査対象外です。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

|                             | 株主資本    |         |             |       |                             |             |
|-----------------------------|---------|---------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金 |                             |             |
|                             |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 平成27年1月1日残高                 | 276,800 | 266,800 | 266,800     | 2,500 | 305,188                     | 307,688     |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |             |       |                             |             |
| 利益準備金の積立                    | —       | —       | —           | 5,720 | △5,720                      | —           |
| 剰余金の配当                      | —       | —       | —           | —     | △57,200                     | △57,200     |
| 当期純利益                       | —       | —       | —           | —     | 220,048                     | 220,048     |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | —       | —       | —           | —     | —                           | —           |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —       | —           | 5,720 | 157,128                     | 162,848     |
| 平成27年12月31日残高               | 276,800 | 266,800 | 266,800     | 8,220 | 462,317                     | 470,537     |

(単位：千円)

|                             | 株主資本      | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|-----------------------------|-----------|------------------|----------------|-----------|
|                             | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 平成27年1月1日残高                 | 851,288   | —                | —              | 851,288   |
| 事業年度中の変動額                   |           |                  |                |           |
| 利益準備金の積立                    | —         | —                | —              | —         |
| 剰余金の配当                      | △57,200   | —                | —              | △57,200   |
| 当期純利益                       | 220,048   | —                | —              | 220,048   |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | —         | △653             | △653           | △653      |
| 事業年度中の変動額合計                 | 162,848   | △653             | △653           | 162,194   |
| 平成27年12月31日残高               | 1,014,137 | △653             | △653           | 1,013,483 |

計算書類に係る会計監査報告（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

GMO T E C H株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 野 雄一郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 岩 村 篤 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMO T E C H株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告（謄本）

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月12日

GMO TECH株式会社 監査役会

|            |     |    |   |
|------------|-----|----|---|
| 常勤監査役      | 三田村 | 徹彦 | ㊟ |
| 監査役（社外監査役） | 安田  | 昌史 | ㊟ |
| 監査役（社外監査役） | 森谷  | 耕司 | ㊟ |

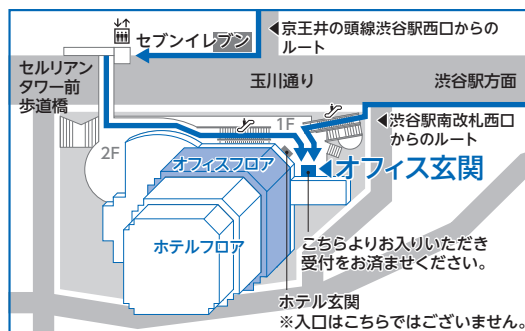
以 上

# 株主総会会場 ご案内図

会場／東京都渋谷区桜丘町26番1号  
セルリアンタワー 11階 GMOYours  
連絡先 03-5489-6370



セルリアンタワー詳細図



## 交通のご案内

各渋谷駅より徒歩5分

- JR山手線、JR埼京線、JR湘南新宿ライン
- 東急東横線、東急田園都市線
- 京王井の頭線
- 東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ副都心線

## 事業戦略説明会のご案内

- ・株主総会ご参加の株主様には、クオカード等の粗品をご用意させていただいております。
- ・また総会終了後、同会場にて「事業戦略説明会」の開催を予定しております。ご多忙の折とは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。